

令和3年6月17日

保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
保育・幼児教育課長
就園管理課長

緊急事態宣言解除に伴う保育所等の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、これまで家庭保育へご協力いただいた保護者の皆様におかれまして、改めて感謝申し上げます。

さて、このたび、国の緊急事態宣言が解除されることを受け、市内保育園・認定こども園の家庭保育の協力及び保育料の還付措置については、6月20日をもって終了とし、6月21日以降は通常保育とすることといたします。

なお、次の事項につきましては、引き続き御協力をお願いします。

1 登園についてのお願い

- ・引き続き、お子様の健康観察をお願いします。
- ・園児が、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ・軽い風邪症状であっても体調不良時には園児の登園を控えてください。

2 感染症予防の観点から不要不急の外出は控えましょう。

3 令和3年5月16日(日)から令和3年6月20日(日)までの間に家庭保育にご協力いただいた場合には、保育料につきましては、登園しなかった日数に応じて日割りで還付します。

副食費につきましても、各月6日以上欠席の場合は、各月の副食費の半額を市から保護者に還付します。連続でなくても各月6日以上であれば還付します。

なお、6月21日(月)以降は還付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

副食費について	保育・幼児教育課(086-803-1228)
保育料について	就園管理課(086-803-1432)